

平成27年6月定例会

議案説明資料

警察本部

平成27年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	平成26年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について	会計課	1
報告第8号	議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成27年5月13日専決)	監察課	2

平成26年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の 総額	平成26年度継続費予算現額		支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年 度 繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 繰越額				計	繰越金	国支	庫出	地方債
9警察費	1警察管理費	八橋警察署庁舎移転整備 (設計)事業費	68,365,000	20,510,000		16,424,640	4,085,360	4,085,360	円	円	円	円	円
			40,379,000	12,113,000		9,650,000	2,463,000	2,463,000					
警察本部合計			108,744,000	32,623,000		26,074,640	6,548,360	6,548,360					

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成27年5月13日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年5月13日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 島根県安来市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金317,164円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成26年8月20日 午前10時30分頃 イ 事故発生場所 米子市西福原一丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県米子警察署所属の職員が、警ら用務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt; ・損害賠償額317,164円 うち、保険支払額287,164円、県費支出額30,000円（免責額3万円） ・県側車両損害額0円（廃車する同型車の部品流用で修理費なし） うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額0円</p>